

第138回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和4年(2022年)12月27日(火)午後2時から午後4時42分まで
開催場所	八王子市役所 事務棟3階 包括外部監査執務室及びウェブ会議
出席者氏名 (審議会)	橋本 基弘会長、宮内 宏副会長、大内 篤子委員、加藤 隆之委員、 坂本 佳子委員、鳶田 良樹委員、竹澤 勉委員、福島 良樹委員、 村上 康二郎委員、文 景令委員、山本 法史委員
出席者氏名 (事務局)	市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、内村美月同課主任、 島林和哉同課主任
出席者氏名 (説明者)	【諮問第189号】小澤寛デジタル推進室情報管理担当主幹、谷吉郎 同室課長補佐、藤原頼晶同室主査 田倉洋一新型コロナワクチン接種体制担当課長、半田朋彦健康医療 部保健総務課主査 【諮問第190号】平井智也市民部市民生活課長、羽田信同課課長補 佐兼主査 【諮問第191号】上川正高市民部市民課長、豊田慎吾同課課長補佐 兼主査 【諮問第192号】田島宏昭健康医療部成人健診課長、新藤健同課主 査、半田朋彦健康医療部保健総務課主査
欠席者氏名	石井 修一委員、臺丸谷 昇委員、堀 麦枝委員
議 題	審議事項 ア 予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価(全項目評価 書)の第三者点検について【諮問第189号】 イ 八王子駅南口総合事務所ほか13事務所に設置する防犯カメラ における個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について 【諮問第190号】 ウ 八王子中野郵便局ほか2郵便局設置のキオスク端末に設置する 防犯カメラにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略 について【諮問第191号】

	<p>エ 子宮頸がん検診結果及び子宮頸がんワクチン接種歴の照合に係る個人情報の目的外利用、外部提供及び本人通知の省略について【諮問第192号】</p> <p>報告事項</p> <p>ア 個人情報を取り扱う事務の届出について</p> <p>イ 令和3年改正個人情報保護法について</p> <p>その他</p> <p>・来年2月の審議会開催予定</p>
公開・非公開の別	公開。ただし、(1)審議事項ア～ウは非公開。
傍聴者の数	なし
配布資料	<p>1 第138回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会参加者名簿兼次第</p> <p>2 審議事項の資料</p>

【橋本会長】 それでは、第138回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を始めたいと思います。

本日は、年末の大変お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。できるだけ速やかに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、〇〇委員と〇〇委員がまだ出席されておられません。欠席の連絡をいただいている委員は、〇〇委員、〇〇委員、そして〇〇委員でございます。現状で9名の委員が出席されており、定足数を満たしておりますので、この会議は適法に成立をしております。

今、画面共有していただいております資料にありますように、各委員の出席場所は、御覧のとおりということになってございます。

それから、審議会は、原則公開となっておりますけれども、本日の審議事項ア～ウについては「附属機関及び懇談会等に関する指針」によりまして、非公開事項と定められている、いわゆる行政運営にかかわる案件でございますので、非公開といたしたいと思っております。

それから、今、申し上げました審議事項ア～ウ以外の案件につきましては、申請がありましたら市役所本庁舎でウェブ会議を視聴する形での傍聴を許可したいと思いますけれども

も、そのような形でお認めいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、早速審議事項アに入りたいと思います。

審議事項 ア「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検について【諮問第189号】」は、八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針の第12-1-(2)により非公開
イ「八王子駅南口総合事務所ほか13事務所に設置する防犯カメラにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について【諮問第190号】」及び、ウ「八王子中野郵便局ほか2郵便局設置のキオスク端末に設置する防犯カメラにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について【諮問第191号】」は、八王子市情報公開条例第8条第6項アにより非公開

【橋本会長】 それでは、引き続きまして、審議事項エに移りたいと思います。

諮問第192号でございますが、子宮頸がん検診結果及び子宮頸がんワクチン接種歴の照合に係る個人情報の目的外利用、外部提供及び本人通知の省略、これが議題でございます。

それでは、実施機関に入っていただくと同時に、諮問の要旨について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

〔諮問第192号の実施機関入室〕

【越智主査】 それでは、事務局から審議事項の説明をさせていただきます。PDF資料の62ページを御覧ください。

審議事項エ、子宮頸がん検診結果及び子宮頸がんワクチン接種歴の照合に係る個人情報の目的外利用、外部提供及び本人通知の省略についてです。

本案件は、個人情報の目的外利用、外部提供及び本人通知の省略に伴います審議案件でございます。

概要としては、資料68ページのイメージ図のとおり、大学院が国の補助対象の研究を実施するに当たり、本市を含む地方公共団体にデータの提供を求めてきたものです。

研究内容は、子宮頸がん検診受診のデータをワクチン接種群・非接種群に分け、検診・

精密検査の結果から、ワクチンの有効性を評価するというものです。

こうした研究について、資料63ページ、2のとおり、市民の健康の向上に寄与する研究と考え、調査へ協力し、外部提供したいというものです。また、外部提供に当たっては、健康増進事業の目的で保有しているデータとワクチン接種事業の目的で保有しているデータを、目的外利用して照合し、匿名化するものです。

本案件につきましては、実施機関であります諮問担当課が、健康医療部成人健診課及び保健総務課ですので、同課の職員が同席しております。

その他補足説明につきましては、実施機関から説明をいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、実施機関の方から御説明をお願いできますでしょうか。

【田島課長】 それでは、実施機関を代表しまして、まず、職員の御紹介をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【橋本会長】 よろしく申し上げます。

【田島課長】 私が、今回の諮問をさせていただく成人健診課長の田島宏昭でございます。よろしくお願いします。

同じく検診の部分で、担当主査の新藤でございます。

【新藤主査】 新藤です。よろしくお願いいたします。

【田島課長】 もう一人、ウェブでの参加になりますが、保健所の保健総務課の半田でございます。

【半田主査】 保健総務課、半田です。よろしくお願いいたします。

【田島課長】 以上、3名でやらさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、まず、概要などについて説明させていただきたいと思います。

今回の研究の協力の出発点としましては、子宮頸がんの検診の結果をもって、HPVのワクチンの有効性を評価することとなっております。この検診結果の精度が求められているものでございます。

本市は、八王子市医師会との連携の下、検診で精密検査が必要と判断された方を確実に精密検査に結びつけ、その方ががんや前がん病変であるのか、そうでないのかを正確に把握しております。子宮頸がん検診における精密検査受診率は、常に95%に達しており、都内のトップ、全国的にも高い評価を受けております。

今回、研究班から協力の依頼があったことも、国立がん研究センターや厚生労働省内における本市のがん検診の精度管理を評価していただいているということで、その責任の重さを感じているところでございます。

一方で、HPVワクチン接種につきましては、子宮頸がんに対する一定の予防効果があることから、定期接種化されておりますが、接種における重篤な副反応事案が生じたことで、国が平成25年6月14日付通知をもって、積極的な勧奨を控えておりました。令和4年度から国における積極的勧奨が再開され、小学6年生から高校1年生相当、及び積極的勧奨が差し控えられていた9年間、接種機会を逃した女性もキャッチアップ接種の対象となっております。ただし、長期間に及ぶ差し控え等により、積極的勧奨が再開されたとはいえ、接種率を以前の水準まで戻すことは容易ではありません。

HPVワクチンにより、子宮頸がんの50%から70%は予防できるとされております。実施機関としましては、我々が確かなデータに基づいて、正しい情報を発信していくことで、市民の行動変容を促していきたいと考えております。

本研究は国家プロジェクトであり、国における公衆衛生上、重要な位置づけとなっております。本市の正確なデータをもって国の科学的根拠の構築の一助となることは、研究の成果はもちろんのこと、本市市民にとっても、ワクチン接種による一次予防、検診受診による二次予防と両輪での予防の重要性を認識でき、大変有益であると考えております。子宮頸がんて苦しむ市民をなくすための大変重要な事業ですので、ぜひとも御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【橋本会長】 はい。ありがとうございました。

もう少し御説明をお願いしたいところがあるのですが、我々、要するに今回御提案いただきました目的外利用、それから外部提供といったことについて審議をしていくわけなのですけれども、この、どこのデータがどのようにどこに外部提供されて、どのように目的外利用されて、それがどのように外部提供されるのかについて、もう少し説明をしていただけませんか。いただいている資料の68ページですかね。ここをもう少し説明をしていただくとありがたいのですが。

【新藤主査】 はい。担当の新藤と申します。

そうしましたら、今、画面に映っております子宮頸がん検診結果及びHPVワクチンの接種データの收受イメージというところで、御説明を差し上げたいと思います。

まず、我々成人健診課の方で、子宮頸がん検診を受診された方の受診歴及び精密検査が必要とされた方の精密検査の結果というものを保持しております。これにつきましては、研究班から指定がございまして、平成25年度(2013年度)から令和2年度(2020年度)の検診結果が必要だと指定をされております。その中で、平成3年度から令和5年度生まれの方、この方々については、公費による接種以前の方々、要は接種をされていない方々、それと平成6年度から平成8年度生まれの方、この方々は積極的勧奨がなされていた世代ということになりますので、接種された方もいらっしゃいますし、接種されなかった方もいらっしゃるというところで、この6世代の方の情報について提供を求められているということになります。

ですので、今申し上げたとおり、この上段の非接種者についてはワクチンの接種歴の照合というのはいりません。後段の平成6年度から平成8年度に生まれた方、この方々の検診歴を保健総務課、HPVワクチンの接種歴を持っている所管に提供いたします。ここでワクチンの接種の有無というものを照合しまして、そこに紐づけて、成人健診課に戻すというところになります。この方々に対して、精密検査が必要とされた方と、精密検査が必要ではない、検診異常なしとされた方々の二つの群に分けて、この方々に対してワクチンの接種歴というものが紐づけされてくるということになります。

この結果を持って、全て情報については個人を匿名化しまして、研究班に提供をします。こういった流れで考えているところでございます。

以上です。

【橋本会長】 この一番下の研究班というのは、これは大阪大学の研究班ということですか。

【新藤主査】 はい。さようでございます。

【橋本会長】 分かりました。そうすると、すみません、僕もよく分からないのですが、成人健診課が保有しているこのデータの中で、平成3年から平成5年の非接種者に関するデータというのは、成人健診課の内部のデータということなので、そこについてはそのまま検診の結果と結びつけていくと。

【新藤主査】 はい。

【橋本会長】 それから、青いところでマーキングをさせていただいている平成6年から平成8年度についてのデータを、保健総務課の方に提供する。

【新藤主査】 はい。

【橋本会長】　そこでマッチングをしたものを、再度、成人健診課に返還というか返却をして、さっきの検診の結果といったところと結びつけて、一つのデータにしていく。

【新藤主査】　はい。さようでございます。

【橋本会長】　それを大阪大学の方に外部提供するという、こういう事務事業でよろしいですか。

【新藤主査】　はい。さようです。

【橋本会長】　分かりました。ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。委員の先生方からの御質問あるいは御意見をいただきましたと思います。よろしいですか。

【〇〇委員】　よろしいですか。

【橋本会長】　はい。どうぞよろしくお願いします。

【〇〇委員】　個人情報の項目の宛名番号というのは、具体的にはどういう番号なのでしょう。

【新藤主査】　個人にユニークに振られている番号でありまして、成人健診課、そして保健総務課でも共有で、共通で持っている番号ということになります。

【〇〇委員】　個人特定ができない番号ということですね。

【新藤主査】　そうですね。

【〇〇委員】　はい。ありがとうございます。

【新藤主査】　ただ、これも提供する際には全て削除して提供するという形になります。

【橋本会長】　はい。ありがとうございます。

【〇〇委員】　よろしいでしょうか。

【橋本会長】　はい。どうぞよろしく願いいたします。

【〇〇委員】　〇〇と申します。よろしく願いいたします。

今回の対象者が2,118名ということなのですが、収集イメージの左上のところで、平成25年度から令和2年度の検診結果、精密検査結果ということで出ているのですが、諮問文のところを見ますと、対象者が平成26年度からになっているのですけれども、ここのそごはどういったことでしょうか。

【新藤主査】　ごめんなさい。こちら、25年度の誤りでございます。

【橋本会長】　分かりました。ありがとうございます。御訂正をお願いいたします。

では、訂正されたものを、また事務局に提出しておいていただくとありがたいです。よ

ろしく願います。

【新藤主査】 はい。分かりました。

【橋本会長】 はい。いかがでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇ですが、よろしいでしょうか。

【橋本会長】 はい。お願いいたします。

【〇〇委員】 データを匿名化して、外部、要するに大阪大学の婦人科学教室に提供するということだと思のですが、その匿名化というのが、どの程度匿名化されるのか、どのようなやり方で匿名化されるのかというのが、少し説明が足りない感じがするのですが。

多分、八王子市の個人情報保護条例については、匿名加工情報とか非識別加工情報に関する規定とかはなかったのではないかと思うのですが、この匿名化がどういう基準に従って匿名化しているのかというか、その辺が少し明確にならないと、適切な評価ができないのではないかなという気がするのですが、その辺はいかがですかね。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【新藤主査】 はい。資料の66ページの一番下に書かせていただいておりますが、提供に際しましては、今、委員の方から御質問もありました宛名番号ですとか生年月日といったものは削除させていただいて、検診受診日、精密検査受診日は年月のみという形にして、全く本人が特定できないような形を匿名化というように想定をしておるところでございます。

【橋本会長】 〇〇委員、いかがですか。

【〇〇委員】 はい、これは匿名加工に関する、本当はその専門家の人にチェックしてもらった方がいいのではないかという気もするのですが、今直ちに本当にこれで大丈夫かというのが、私の方で判断するのは難しいかなという気がするのですが、結局、匿名加工しても、いろんな情報と、ほかの情報とマッチングとかをして、再識別化ができてしまう場合というのがあり得るので、これで本当に大丈夫なのかなというのは、今直ちに判断が難しいかなというふうに思います。

【宮内副会長】 一応確認させていただきたいのですが、これは、いわゆる匿名加工情報の要件を満たすとか、そういうことは全く言っていないのだというふうに理解するのですが、個人情報の目的外利用及び外部提供、あくまでここで審議しているのはそういう話で、その内容がしかるべく情報に絞られているということで、この匿名化というのと、

匿名加工情報で言うときの匿名化は別のことだと理解しているのですが、それはよろしいでしょうか。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

【越智主査】 事務局から、補足よろしいでしょうか。

【橋本会長】 はい。どうぞ、よろしくお願いします。

【越智主査】 今、〇〇委員、宮内副会長、御議論いただいた点で、宮内副会長におっしゃっていただいたとおり、匿名加工情報として、個人情報ではなくなったものとして、事務局含め取り扱っているわけではありません。あくまで個人情報として取扱いを諮問させていただいているものです。匿名加工情報という法令上の名称ではなくて、あくまで氏名等不要な部分は削ってという意味で、いわゆる匿名化したという意味で表現しておりますので、この加工の結果、個人情報ではなくなったものと扱って考えているわけではありませんので、宮内副会長のおっしゃるとおりの見解でございます。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。

【〇〇委員】 いや、ますます分からないのですが、そうすると、個人情報に当たると考えて出しているのですよね。その点は正しいですか。

【越智主査】 はい。匿名加工した情報の定義等、本市条例では持ち合わせておりませんので、あくまで個人情報をこのように取り扱ってよろしいかという諮問になります。

事務局からは以上です。

【〇〇委員】 その点、結果的に、では、この情報は個人情報だと八王子市は考えているのですか、考えていないのですか。どちらなのですか。

【宮内副会長】 個人情報だと考えているから、この諮問が出ているのではないのですか。

【橋本会長】 そうですね。

【宮内副会長】 そういう理解で。

【越智主査】 はい。個人情報として考えております。

【〇〇委員】 だとしたら、それで匿名化はしていないと。要するに、いわゆる法律で言う匿名化ではないと。八王子市が情報をカットして提供するのだということですよ、簡単に言うと。

【新藤主査】 そうですね。

【〇〇委員】 カットして提供するのだけど、個人との紐づけはされていない。でも個

人情報だと言うのですか。

【宮内副会長】 紐づけされていないと断言していないのではないですか。

【越智主査】 はい。いわゆる匿名加工の外部専門機関等を使用して、完全に復元できないレベルにまで加工した匿名加工情報とまではなり得ていない、という見解です。

【〇〇委員】 では、リスクは認識しているけど、それでオーケーですかというように、ここの審議会で聞いているということですか。

【越智主査】 はい。個人情報として、当然リスクがゼロではありませんので、そこについての保護、公益性を含め、諮問しているという整理になります。

【〇〇委員】 でも、そうすると、最初のやはり〇〇委員の質問のとおり、正直言って、復元できないという保証がないものを、はいそうですかというふうに審議会でオーケーとするというのは、考えにくくないですか。なぜそれでオーケーだと思うのですか。匿名化については、私も同じで、技術系ではないので、むしろ宮内副会長の方が御存じかと思うのですが、やはり匿名化するか、匿名化として法律上該当としても、ゼロリスクではないという見解もありますし、最初からそうではありませんよ、でも出しますよ、オーケーしてください、はいそうですかというのは、常識的に考えて難しいと思うのですが。

結局、これを認めてしまうと、市で持っている情報で、ある程度カットをしっかりとすれば、どんどん出していいですよということになると、どうでしょう。それはやはり少し、どうかなという気はしますけどね。

これ、金銭的な対価は、求めているのですよね、受け取る方に。

【新藤主査】 はい。ないです。

【〇〇委員】 ないですよ。提供先はどこでしたでしょうか。

【橋本会長】 大阪大学ですね。

【〇〇委員】 では、民間の場合だったら、どうするのですか。大阪大だからいいということですか。民間だったら基本的にはそこにかぶせる形にして、やはり匿名化して出すわけですよ。

もう一つ言えば、来年4月からは、むしろ法律の適用になって、出せなくなってしまうのではないですか、このパターンで。それとの整合性も今の段階でやはり考えておく必要というのは、あるのかなと思うのですが、どうですかね。

【橋本会長】 いかがでしょう。完全に、何とというか、個人情報たる性格を失っているわけではなくて、さっきおっしゃった、それぞれのデータについてユニークな番号は振

るわけですね。

【新藤主査】 ユニークな番号を振っているのは内部の照合の段階です。

【橋本会長】 内部の照合の段階。出すときにはユニークな番号を消すわけですか。

【新藤主査】 そうです。外部提供に際しては生年月日も消しますし、そのユニークな番号も消します。検診の受診日等々も日付の部分は消していくというところになりますので、個人が特定できるというのはなかなかないのかなと所管としては考えています。

【橋本会長】 そうすると、復元しようと思うと、八王子市において復元するしかないということですね。

【新藤主査】 はい。

【橋本会長】 大阪大学は復元できないであろうというようなことが、見込みとしてあるわけですか。

【新藤主査】 個人は特定できないと考えています。

【橋本会長】 そうですね。そういうものとして考えて、ただ、法令で言うところの匿名加工情報ではないけれども、可能な限り本人照合ができないような形での措置はしているという、こういう理解ですか。

【新藤主査】 はい。

【橋本会長】 はい。

【宮内副会長】 これも質問なのですが、今、表示されている本市該当者数及び提供イメージと書いてある、この表を提供するという理解でよろしいのですか。数字は少し違うかもしれませんが、こういう種類の表を提供するということなのですか。それ以外のものは提供しない、という意味ですか。

【新藤主査】 これはあくまで表ですので、検診の結果とか精密検査の結果ですとか、そういったものとワクチン接種歴を照合したものを提供するということです。

【宮内副会長】 この表だけではないということをおっしゃっていますか。

【新藤主査】 はい。これはイメージで、これだけの方が受診をされましたということなので、母数ということになります。

【宮内副会長】 これだけではなくて、もっと細かいデータがいっぱい出てくるということですね。検診の結果とか。

【新藤主査】 はい。そうです。

【宮内副会長】 分かりました。そうするとこれだけではない。

【〇〇委員】 私は正直言って、その匿名化の部分、全然何かよく分からないというか、技術的なことは分からないので、はっきりしたことは言えないのですが、こういったものが簡単に、だから、出せてしまうと問題があるから、法で規制しましょうとなったわけですね。それで、なおかつそれを利用したいという業者がいるから、では、匿名化して出せるようにしましょうとなったと思うのですけれども。

何と言ったらいいのでしょうかね、だから、最初から個人情報ではないというのであれば、ないような情報であれば、それはもちろん出せると思うのですけれども、データ、単なる本当に純粹にデータであれば、個人データではなくて一般的なデータであれば出せると思うのですけれども、そうではないと市が認めていながら、個人情報なのですけど、特定できないように切っている、いいのではないですかというのは、何というのですか、来年4月から脱法的な感じになってしまうような気もするのですけど、そうではないのですか。私の理解が間違っていますかね。

【越智主査】 事務局から重ねて御説明させていただきますが、この表示してある作業をするので、外部提供をしていいか、という意味合いで諮問している意識ではありません。あくまで、個人情報を、このような形で外部提供をしてよろしいか、という意味合いで諮問をしています。そのプラスの措置として、最低限このような作業はして、個人に結びつきづらいように措置をして、外部提供したいと。安全措置の一環として考えているという意味合いになります。

事務局からは以上です。

【〇〇委員】 では、確認ですけれども、先方からは、できれば個人情報というか、なるべく詳細なものが欲しいと言われているわけですか。

【新藤主査】 いや、そのようなことはないです。今申し上げている、この下にあるような情報で十分ですということですね。

【〇〇委員】 データが欲しいから。

【新藤主査】 要は個人というよりも、データ、数字的なデータ、統計データということですね。

【橋本会長】 諮問書ですかね、通し番号で言うと63ページにある、その提供するというか、対象となる個人情報の項目というのがあって、ア、イというのがありますけれども、これに尽きているということですか。

【新藤主査】 はい。この中でも、特にこのa、bというものは切って御提供するとい

うことになります。この a、b を使っていくのは照合の内部的な作業ということになります。

【橋本会長】 これは目的外利用について a、b があるということですね。

【新藤主査】 はい。

【橋本会長】 外部提供の場合にはこの a、b がなくて、残った情報を提供すると。外部提供の範囲と目的外利用の範囲は違うのですよね、今回。

【新藤主査】 はい。

【橋本会長】 宛名番号、生年月日というのは、今回の場合には、八王子市の機関内部での目的外利用という形では利用するけれども、大阪大学に提供するときにはこれは使わないという、こういった趣旨ですよ。

【新藤主査】 はい。おっしゃるとおりです。

【橋本会長】 なるほど。そうすると、大阪大学に提供するものは、検診年度、子宮頸がんの検査結果、検査の受診日、それから検査受診年度末の年齢、精密検査結果、精密検査の受診日、ワクチン接種の有無ということになるわけですか。

【新藤主査】 はい。さようでございます。先ほど申し上げたとおり、さらにこの検診受診日と精密検査の受診日の日の部分、日についてはカットする予定ですので、かなりそこでも漠然とした統計データに変わるかなと思います。

【橋本会長】 なるほど。

いかがでしょうか。

【越智主査】 事務局です。こちら、〇〇委員から御意見をいただきます。

【橋本会長】 はい。どうぞ、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 〇〇です。

僕の感覚で言うと、例えば年齢のところ、八王子市でこの年度だと一人しかいないだとか二人しかいないだとか、そうすると個人特定はできてしまうとか、あるいは精密検査の結果だとか、がん検診の結果で、個人特定ができる可能性があるから、八王子市は宛名とか生年月日とか検診日を年月にしても、個人情報だというふうに言っていると僕は感じるのです。でも、この件数から見ると、そういうことはないと思うので、何でこれを個人情報と言うのが、やはり僕には理解できないのですよ。ここまで削られていたら、これは単なるデータ、数値上の、ワクチンの接種をいつどれだけしたかというその数字だけしかなくて、その検診結果自体も陽性だとか何とかという、そういう類いのものだと思う

ので、これを個人情報という、やはりそういう特定ができていないだとか、できているとかとなるし、僕の考えだと、これは個人情報と言わないのではないかと思うのですが、そこら辺がついていけないですけど。

【宮内副会長】 私の理解ですけれども、そういう条例をつくってれば、これは個人情報と別に、匿名加工情報ないし非識別加工情報として外に出すことができる。そういうものはあるのですけれども、本市に関してはそういう条例がないので、そういう匿名化処理によって加工したものを個人情報ではなく出すということが、現在の条例上ではできない、そういう事態、状況になっていると理解しています。

【〇〇委員】 分かりました。どうもありがとうございます。

【越智主査】 事務局です。

宮内副会長、ありがとうございます。おっしゃるとおりの見解でございます。なので、〇〇委員がおっしゃっていただいたように、本人に結びつけることは、限りなく困難になっている情報ということは、当然、市としても同じ見解です。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇ですが。

【橋本会長】 はい。よろしくお願いします。

【〇〇委員】 すみません。今いろいろお話を伺っていて、恐らくなのですが、推測も入ってしまうのですけれども、今回の加工の仕方、ほぼ匿名化はできているのではないかなという、そういう印象は持っています。ただ、何というか、何となく匿名化しましたというのだと、やはり何か後で問題とかが発生したときに、どうなるのかなという不安もあるので、例えば今まだ八王子市には匿名加工に関する規定はないということなのですが、例えば個人情報保護法の匿名加工情報に関する委員会規則とかガイドラインとかから見ても大丈夫なレベルの匿名化をしているので安全であるとか、何か少し説明があった方がいいかなと思います。

〇〇委員がおっしゃったように、来年の4月からは法律が自治体にも適用されることになるので、今後のことも考えると、もう少し安全にやった方がいいのかなという気がしています。

【橋本会長】 安全にと言いますと、具体的にはどういった……。

【〇〇委員】 要するに匿名加工がしっかり十分にできているということを、何らかの基準に照らして、この基準を満たしているので匿名化が大丈夫であるという説明があった方がよいのではないかと思います。

【橋本会長】 なるほど。分かりました。

その点についてはいかがですか。

【〇〇委員】 私も全く同感で、正直言って、私も分からないのですよ。要するに素人が何か簡単に判断できるようなものではないという人もいるのですね。つまり、これが、これを切ったからいいだろうというのが、我々の直感的な判断ではないですか。

【橋本会長】 はい。

【〇〇委員】 匿名化というのは全然意味が違うのだというふうに結構おっしゃるので、それが私はよく分からないというのが本音で、あまり、そこで、今、〇〇委員がおっしゃったように、やはり担保がきちんとない形で、自分たちの感覚でやらない方がいいとは私も思います。そこは、技術系の方は多分すごくよく分かっていると思うので、そのために、法律はできているのですよ。だから、そのことを考慮して、もう少し慎重に、やはりそこは専門家の意見を一応一旦かませた方がいいのではないかなというだけです。私も、素人的に見れば大丈夫だろうという感じはありますが、そう言い切っているのか、ほんと分かりません、正直。なので、もう少し深い、その辺に詳しい人に確認を取って、やはり市がやることなので。

何となく、いいことのために提供するのだからいいではないかと思うかもしれませんが、大阪大学が国の補助金をもらっているからといってわざわざ協力して、そのカットをするのに全部八王子市の税金を使うのですよ。だから、そのことも踏まえて、それがどうして本当に八王子市にフィードバックされるのですか。もちろん国に、全体が、もしかしたら、全地方公共団体に反映されるかもしれないですけど、そこまで本当に重要なことであれば、国が主導権を取って、しっかりと、情報を出せというなら分かりますけど、そうではなくて、任意で全部こういう形でやっているということも考えて、やはり全体のスキームをよく見極めて、いいことだから我々は、協力して出す。それについて全部八王子市の税金を使っていいのだというのは、もう少し慎重な判断をしてほしいなという気は、私はしますね。個人的には。

【橋本会長】 なるほど。分かりました。そうですね。本市にはそういう制度はないけれども、匿名加工情報と言えるにふさわしいレベルまで匿名化がなされているかどうかと

いうことを、きちんと何かの基準に照らし合わせて検証してほしいというような、非常に正当な御意見なのかなというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。実施機関としてはどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

【新藤主査】 研究班からこの様式で出してほしいという話になっていて、研究班自体は倫理審査というものを大学内できちんと通してきているというところにはなっておりません。

【橋本会長】 1点ですが、私として少し分からないなと思っているのがありまして、大阪大学内部での倫理委員会の審査結果通知というのは分かるのですが、大阪大学から当市についてどういう依頼があったのかということについての証票というか文書がないのですが、それはどこかにあるのでしょうか。

【新藤主査】 はい。依頼文というのは収受しております。

【橋本会長】 どこに、資料何ページ目にありますか。

【新藤主査】 資料としては、ごめんなさい、おつけはしておりません。

【橋本会長】 それを出してくれますか。

【越智主査】 本日、資料としてその御用意がない状態です。

【橋本会長】 ないですか。どういうことが依頼されているのか分からないので、どういう形でこちらとしては外部提供について審議をしていいのかというのが、少し分からないところがありますよね。この辺いかがでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇です。橋本会長の話の流れで、付け加えれば、やはり倫理委員会の結果といたって、一大学機関の結果ですよ。そこが出している。それが一つと、あともう一つは、個人情報項目についての審査結果についてどういうふうに言っているかという資料も同時に出していただかないと、少し見えにくいなという感じはするのですけれども。

【橋本会長】 そうですね。特に外部提供について言うと、外部提供を求めている側の依頼書というか、そういった何か文書があった方が、こちらとしても何を求めている何を出すのかというイメージが湧きやすいと思うので、その点は少し、何というのか、正当化としては甘いのかなというようにも思うのですけれども。この辺、どうでしょう。実際にあるのであれば、お示しいただいた方が、審議がやりやすいですけれども。とはいえ、もう16時14分なので、なかなか今日はというわけにはいかないかもしれませんが。

これはいつまでに提供されるのですか。御予定としては。

【新藤主査】 一応年内、年明け当初という想定をしております、先方も今年度内に完結する事業という位置づけにはなっております。

【橋本会長】 そうすると、次回2月の審議会では遅いということですか。

【新藤主査】 そうですね。可能な限りこの場で御審議をいただけた方が、我々としては大変ありがたいところかなというふうには思います。

【橋本会長】 そうですね。研究期間、2023年3月31日か。ぎりぎりということなのですね。今はないですか、その文書って。共有していただくことは不可能ですか。

【新藤主査】 今すぐには。

【橋本会長】 難しいですか。

【新藤主査】 はい。

【橋本会長】 そうですか。

【宮内副会長】 66ページの絵とかを見ると、今日ここで決めるのは難しいなと思っ
ているんですけど、66ページの絵では、該当者は、確かに見ると70人と100件、これ、
年で9人、実は検査年月で特定できるようになるのですよね。検査年月は提供するの
ですよね。そうすると、この9人というところ、例えばありますよね。これ、12か月に分
けたらどうかとか、こういうことになりますよね。

【橋本会長】 はい。

【宮内副会長】 ここ12か月があるのかどうか分からないのですが、比較的人数が少
ないときは、40何人とか70人とか、すごく人数が少なくなってきて、その中には、感
染しているかどうかは分かるとか、そういうのが検査結果で分かるかどうかとか、そ
ういうことは難しくなってくると思っていて、よく内容は説明しませんが、その一つ
の枠に入る人が何人いるかと、「^{クイ}k - 匿名性」とよく言うのですよね。それが大丈夫か
というのと、一つの枠の中に入る人が全員何か例えば感染しているかというふうになっ
たときには、大勢いても、みんな分かっちゃうではないですか。そういうのを「^{エス}I - 多様性」
とか言うのですが、そういうのはしっかりと満たされているかどうかと、どこかで考
えて出しているのかとか、出すのかと、そういうところは確認させていただきたいと思
っているのです。だから、この絵だけではそこまでは言えないのかなというのが、今、私の思
いです。

【橋本会長】 ありがとうございます。分かりました。

そうすると、いろんな課題がありまして、さっきの匿名化についてのいろんな御疑問も

あったと思いますし、それから、外部提供として具体的にはどんなことが要請されているかということについて、これは書類の問題でもあるわけですが、もう少し我々としては審議をさせていただきたいのですが、よろしいですか。審議会としてはそういうスタンスを取らざるを得ないところがございます。実施機関の方の御意見をお伺いしたいのですが。

【越智主査】 事務局、補足、よろしいでしょうか。

【橋本会長】 よろしくをお願いします。

【越智主査】 はい。先方からの依頼文なのですが、今、紙ベースでは手元にありまして、多分映しても識別できない気がするのですが、識別できなければ、今、スキャンをしてまいりまして、投影できる形にさせていただくことはいかがでしょうか。多分、今、表示しているものは見えないと思いますので。

【橋本会長】 はい。大阪大学からの依頼については、そうしていただくといいと思うのですが、それ以外にも各委員から疑問点が出てまいりましたので、なかなか、ここでにわかには解消していただけるというものではないと思いますので。

当審議会としては慎重に、もちろん事務事業の意義とか趣旨はよく分かるのですが、その点について、個人情報がかかわってくるという、さっきも申し上げましたけれども、市民からある意味付託を受けてやっている仕事でもありますので、この点については若干慎重なスタンスで臨ませていただきたいなどは思っております。

ですから、匿名化といったことについての疑問について、完全に本当に匿名化ができていのかどうかというようなことであるとか、あるいは今宮内副会長からありました、本当にこれは個人が特定できないのかというふうなところですかね。今お示しいただいている、この66ページの表、これに関するいろんな疑念であるとか、あるいはさらには、依頼主の方からの依頼がどうであったのか、何をどの程度外部提供するといったことが求められているのかということについても、疑問としてあるわけでございますので、その点については少し慎重なスタンスで臨ませていただきたいと思いますが、実施機関はいかがですか。

【田島課長】 結局、先方が学術研究する時間もありますので、次の2月下旬という日にち設定を、我々が今ここで間に合いますとか間に合いませんとかということは言えないので、もし継続審議になるようでしたら、先方にお伺いして、駄目なようであればもう下げという話になるかと思えます。

【橋本会長】 これはいつ、依頼が来たのですか。

【田島課長】 10月19日です。

【橋本会長】 そうですか。では、もうこれ、仕方がないですね。ぎりぎりですよ。当然出してもらえることを予定して、依頼したのでしょうか。

【越智主査】 そうですね。前回審議会が8月なので、その後の状況、情報になります。

【橋本会長】 少し無茶ぶりだなと思いますけど。大変ですね、これはね、本当。

いかなさいますか。そういう疑問があるわけでありませぬけれども。

【田島課長】 先ほど申し上げたとおり、研究するのが大学側なので、次に2月に継続審議になったということで、研究に間に合わないというお話があるかもしれないので、その辺は、持ち帰らせていただいて、大学側と協議をさせていただきます。

【橋本会長】 はい。分かりました。

よろしいでしょうか。大学も10月に言ってきて12月にすぐ出せというのは、いかなものかと思ひますけれども、それは実施機関の問題ではなくて大阪大学の問題なのかもしれません。そこは少し御理解いただいてもよろしいかと思ひます。何しろ個人情報にかかわることありますので、慎重に審議をしていくというのが当審議会の基本的な方針でもありますので、そんなところで、御理解をいただくように、お話をいただければと思ひますが。

【田島課長】 はい。この状況は説明してまいりたいと思ひます。

【橋本会長】 はい。

ということで、2月の審議会であります。今いろいろ疑問が出てきたところについて、合理的な説明をいただければ大変助かります。

【田島課長】 はい。これも先方の都合なので、出さないということも、もしかしたらあるかと思ひますけれども、出させていただくときには、先ほど御指摘いただいた資料はお出しできるような状態で、御審議いただけるような形を取りたいと思ひます。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。お手数おかけしますけれども。

【〇〇委員】 すみません。〇〇ですが。

【橋本会長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 最後に、大学側のと実施機関はおっしゃるのですけれども、ワクチンとか検診を受けた子というのは、その当時未成年であったわけで、当時はこういうように御自身の情報を使われるということは分からなかったわけで、データ提供に際し、個別通

知は行わないが本市ホームページで周知するということなのですが、それについての本市の周知の仕方だとか、あと周知した後にオプトアウト方式で倫理審査承認されるということなので、この辺についても具体的な説明を、もし可能であれば、継続審議になるのであれば、次回、御説明いただければと思います。

【橋本会長】 ありがとうございます。それも非常に重要なポイントだと思います。

大変お手数おかけしますが、実施機関におかれましては、周知の方法等々についての留意点というか、方法ですかね、これについても説明をいただくとありがたいなと思います。

【越智主査】 事務局から、最後に確認をさせていただきますか。

【橋本会長】 はい、どうぞ。

【越智主査】 今回御指摘いただいた質問や意見について、例えば大学からの依頼文等、追加の説明等は、例えば次の審議会、2月までに書面等で皆様にお伝えして、書面上での審議をいただくという可能性もありますが、それはやはり難しく、次回の2月で改めて資料を基に御審議いただいて、という方向性になりますか。

事務局から確認です。

【橋本会長】 これは、そうですね、かなりもう煮詰めてきているので、一から説明をしていただく必要はないだろうと思うのですが、御質問をいただいた点というのは非常に本質的なテーマだと思いますので、ある程度文章をベースにして口頭で説明をしていただいて、それ相応の審議は必要なのかなと私としては思っております。

【越智主査】 はい。承知しました。

【橋本会長】 それでは、いろいろ宿題はございますけれども、大変お忙しいところでお手数をおかけして恐縮ではございますけれども、今回の審議会の中で出されてきたいろんな質問、疑問について、しかるべき御説明をいただくよう次回の審議会をお願いをすることで、これについては継続案件ということで取扱いをさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは、そのような方向で進めさせていただきたいと思います。恐縮ですが、実施機関におかれましては再度、お手数おかけしますが、よろしく願います。

【田島課長】 はい、分かりました。

【橋本会長】 お願いいたします。

それでは、192号については以上のとおり継続で審議を進めてまいります。

審議事項は以上でございます。

〔諮問第192号の実施機関退室〕

【橋本会長】 続いて、報告事項へ移ってまいりたいと思いますが、報告事項のア、個人情報を取り扱う事務の届出について、御報告をお願いいたします。

【内村主任】 はい。事務局から、報告事項のアについて、個人情報を取り扱う事務の届出について報告をいたします。

個人情報保護条例第8条第1項及び第3項におきまして、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始、変更及び廃止をする際には市長に対する届出事務を規定しております。本件は同条第4項に基づき、各実施機関からの届出に関する事項を審議会に報告するものでございます。

資料69ページを御覧ください。前回の審議会以降、実施機関からの開始の届出が8件、変更の届出がゼロ件、廃止の届出が1件ございました。各実施機関における届出の内容につきましては、報告資料のとおりとなります。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。画面共有は結構細かい字で書かれておりますけれども、お手元のPDFの資料を御覧いただきまして、いかがですか。御質問はございますか。ほぼ全て、今回は新しく個人情報の取扱いを始めましたという、そういった案件でございますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは、そのような形で御報告を承りました。

次に、報告事項のイでございますが、令和3年改正個人情報保護法についての御報告でございます。これも事務局からよろしくお願いいたします。

【越智主査】 はい。それでは、報告事項イの説明をさせていただきます。PDF資料70ページを御覧ください。こちらは令和3年改正個人情報保護法の関連で、4点報告いたします。

1点目が条例公布についてです。71ページを御覧ください。こちらは本市ホームページで公開済みの情報ですが、12月16日に議会で議決され、公布済みです。公布済みの三つの条例、法施行条例、審査会条例、審議会条例の本体と概要は大部にわたりますので、

78ページ以降にも参考で添付をしております。ホームページからも確認ができます。こちら、本市に限らず、他の地方公共団体も、大半はこの12月の議会で議案を上程しているものになります。

2点目が、72ページを御覧いただいて、令和5年4月1日以降の根拠法令についてです。こちら、来年4月1日以降の実務上の根拠法令として、国の個人情報保護委員会ホームページに御覧のとおり掲載されています。このうち、特に本市のような地方公共団体に適用される規定として、行政機関等に係るガイドライン等があります。こちら、73ページを御覧いただきまして、4月以降は個人情報保護法に加え、御覧のガイドライン、事務対応ガイド、Q&Aに沿って個人情報を取り扱うこととなります。本日はこの中から、審議会に関連するものとして、大きく2点御報告いたします。

74ページを御覧ください。3、答申等の整理について。こちら、先ほど紹介したガイドライン及び事務対応ガイドに、これまで審議会からいただいてまいりました答申及び意見を根拠とした運用に関する説明が掲載されています。法改正前の、答申を根拠とした運用は、改正後の法にのっとったものであるか再整理する必要があるというものです。この見解を受けた市の対応案として、事務局で過去の審議会意見または答申を条例の根拠条項ごとに区分し、改正後も法にのっとったものであるか再整理し、次回の審議会で報告を予定しています。

75ページを御覧ください。こちらは既に先ほどの審議事項でも、先に概要を御紹介しましたが、防犯カメラ、ドライブレコーダーの諮問についてです。本市の審議会の案件の多くを占める防犯カメラ等について、6月に本市から国に照会をかけた内容と、本市の対応案を報告します。こちら、御覧のとおり、6月に国に対して照会をしております。先ほど既に審議の中でも出ておりますが、今後は防犯カメラの案件について、諮問案件として御議論をいただくことができなくなってしまう。その上で、国としてはどのような管理を想定しているか、具体的にプランの案も示した上でどういった考えを持っているか、照会したものです。

こちらについて、76ページに記載のとおり、諮問案件として行うことはできないが、各法の個別の条項、ここに列挙しているものに該当するか否か判断をしながら、適正に執行されたいという回答が来ています。その回答を受けて、77ページの資料のとおり、本市としては、先ほどもお伝えした、引き続き事務局として実施機関からの相談を事前に受けて、従前の答申等、審議歴も踏まえて、内容点検をさせていただく。その結果を審議会

に報告するという形で、チェックの目を入れていただくという方向性を市としては考えております。また、従来から御議論いただいている、例えばカメラ設置表示の必須要件、ピクトグラムとか多言語表記といった細則を決めることは、次年度上も可能ではないかと考えますので、そういった部分については包括的に意見をいただくということも想定しております。

事務局からは一旦以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。随分ドラスティックに変わるみたいですが。

以上の御説明について、何か御質問とかはいかがでしょうか。

【宮内副会長】 宮内です。

【橋本会長】 はい。よろしくお願いします。

【宮内副会長】 今出ているシートについて教えていただきたいのですけれども、細則を決めることは可能ですけれども、その細則に反しているのではないかとこの審議会で言ったとしても、それは別に法的な影響はないという理解ですよ。

【越智主査】 事務局です。

おっしゃるとおりです。そこについて、ある意味拘束をすることは、次年度以降はできないという流れになります。

事務局からは以上です。

【宮内副会長】 では、従来の報告というのは、ある意味ではもっと強い力を持っていたけれども、一応市長の耳に入れますよという程度の報告になるという、そういうことですよ。

【越智主査】 はい。できる限りの部分が、そういったルールになってしまいます。

【宮内副会長】 はい。法律なので、そうだというのは分かりました。ありがとうございます。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

すみません。資料74ページのところにある、答申等再整理についてというのがありませんけれども、審議会答申を、諮問、根拠条項毎に区分すると。区分毎に事務局で改正後の法にのっとったものであるか否か再整理をする。これを次の審議会で報告していただくということですか。

【越智主査】 はい。その予定で考えております。

【橋本会長】 なるほどね。なかなか大変ですね。本当大変だと思いますけど。これ、改正後の法にのっとったものであるかという判断は、これは基本的には各自治体に委ねられているわけですね。

【越智主査】 そうですね。ただ、一方で、国は、法についての解釈権は国の委員会が一元的に管理すると言っているので、このように再整理して報告するというので、あくまでも、新しい法で言えば何条に当たる取扱いを従前からしている、といった、そういった整理が限界かなと事務局としては考えています。

【橋本会長】 なるほどね。この辺、難しいですね、恐らく地方自治法上は各自治体には法令解釈権があると理解されてきたので、それとの整合性をどう図るのかなとかということは、理屈としてはなかなか興味深いところがありますけれども。分かりました。ありがとうございます。2月の審議会での御報告をお待ちしております。

あとはいかがでしょうか。2月の審議会において、以上の点についてのいろんな整理についての御報告をいただくということでございますが、その際にもまた御質問をいただければ、大変助かります。ありがとうございます。

ほかの点ではいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは、以上、報告事項も終えさせていただきたいと思いますが、事務局から、それでは、追加のいろいろな御説明について、お願いできますか。

【越智主査】 はい。事務局から2点です。次回の日程についてと配付資料破棄のお願いについてです。

まず1点目についてですが、先ほど審議の中でも先にお伝えしてしまいましたが、次回の審議会の日程について、橋本会長と調整の上、次回、2月に開催を希望するということで予定しております。本日、欠席の方もいらっしゃるので、この場で調整はできませんが、候補日としては四つ、日程の選択肢があります。2月8日水曜日、飛んで21日火曜日、22日水曜日、飛んで28日火曜日。8日、21日、22日、28日、この4日程を候補として、日程調整を追って改めてさせていただければと思います。

その2月の案件のうちの一つとして、諮問案件となるかどうか、まだ確定ではないのですが、報道でもありますように、東京都が、東京都お米クーポン事業といいまして、低所得世帯にお米等の食料品が買えるクーポンを配付するという事業を行います。これに関して、低所得世帯の情報を、東京都が各地方公共団体に、外部提供を求めるという流れにな

ります。今、国と東京都が調整中ですが、法令の指定がされる可能性が高いので、その場合には法令に沿った運用になりますので、審議会諮問案件ではなくなります。仮にその調整がつかなかった場合だけ、諮問案件となりますので、その予告として御報告させていただきました。

2点目が本日の配付資料の削除依頼になります。非公開情報を含みますので、配付資料、データも削除をお願いいたします。

事務局からは以上2点になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。2月の審議会になりますけれども、先ほど候補日として、8、21、22、28と申し上げましたが、先ほどの大阪大学の案件もありますので、できれば早い段階で開催をしてあげた方がいいのかなということもございますので、今申し上げた日程以外にも、調整をしながら、改めて事務局の方で調整をさせていただければ、その調整方お願いできればと思いますので、これもまたメールでお願いすることによってよろしいでしょうか。いかがでしょうか。事務局、それでよろしいですか。

【越智主査】 はい。お願いいたします。

【橋本会長】 はい。できるだけ早くメールを御覧いただけるようにしたいと思います。全体を通して、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次回は、2月に予定しております。どうぞまたよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第138回の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会といたします。年末の大変お忙しい中、御審議をいただきまして、ありがとうございました。どうぞ、よいお年をお迎えください。

それでは、失礼いたします。